

令和5年3月1日

中山間地域・離島振興特別委員会資料

報告事項

- | | ページ |
|------------------------------|-----|
| 1 「フェリーしらしま」後継船の導入に対する支援について | 1 |

地域振興部

「フェリーしらしま」後継船の導入に対する支援について

1. 経緯等

- 隠岐航路の利用者が減少傾向の中、新型コロナウイルス感染症や燃油価格高騰の影響もかさなり、隠岐汽船（株）の収支状況が悪化
- 隠岐汽船（株）が所有する「フェリーしらしま（H7.3 就航、28 年経過）」の老朽化が進み、更新時期も迫っている中、隠岐地域の島民生活や産業振興に必要なフェリー更新について、隠岐 4 町村を中心に検討を実施

2. 船舶の建造主体及び財源

- 「フェリーしらしま」後継船の建造主体は隠岐広域連合とし、建造財源は、隠岐 4 町村が全額を過疎対策事業債により調達し、隠岐広域連合に対して負担金を支払う。

3. 船舶の運航

- 「フェリーおき」や「レインボージェット」と同様に、隠岐広域連合から隠岐汽船（株）に対して指定管理を行う。
- 指定管理に当たっては、毎年度、以下のとおり定額納付金を徴収する。

【定額納付金】

- ・ 過疎債発行における町村の実負担（30%）とし、フェリーの想定使用期間（30 年間）の均等支払として設定する。
- ・ 使途については、隠岐広域連合に基金として積み立て、今後のフェリーや超高速船の建造等に活用する。

フェリー建造費を 45 億円と想定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元利償還額の実負担 30% : 14.6 億円 ・ 定額納付金額 : 14.6 億円 ÷ 30 年 ≒ 49 百万円/年
--------------------------	---

- その他指定管理期間等の指定内容の詳細については、今後検討を行う。

4. 県の財政支援〔制度創設〕

- 後継船の建造に要する財源として、隠岐 4 町村が借り入れる過疎対策事業債の元利償還額（実負担 30%）に対し 2/3 を助成する。

支援対象	起債年度	総事業費 (全額過疎債)	県支援額	県支援割合 (過疎債償還助成)
フェリーおき買取	H19	22.7 億円	6.2 億円	町村実負担額の 9/10 ※総事業費の 27%
レインボージェット	H23~25	25.6 億円	5.1 億円	町村実負担額の 2/3 ※総事業費の 20%
しらしま後継船 (計画)	R 6~8	48.6 億円	9.7 億円	町村実負担額の 2/3 ※総事業費の 20%

5. 想定スケジュール

- R 5 年度 : 債務負担行為【R 7~20 年度】の設定（R 6 当初予算・2 月議会）
- R 6~8 年度 : 船舶の設計・建造
- R 8 年度 : 竣工・就航